

# 特定非営利活動法人 神石高原つたえるネット定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人神石高原つたえるネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県神石郡神石高原町安田1148番1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は主に神石高原町の児童・生徒を含む後継者及び関係者に対し、民話などの地域資源を通じ神石高原町の文化・伝統・自然環境を伝える事業を行い、自分たちのルーツを知るとともに誇れる神石高原町といった存在を認識してもらうことや、そのことを通じ町とかかわって神石高原町の継続的な存続を目指し、合わせて児童・生徒の健全育成とその環境の整備を行うことを目的とする。

(特定非営利団体の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 講演・講座などの実施及び情報提供による社会教育の推進
  - ② 町内の遺跡・文化的遺構及び文化財等の保護・保全
  - ③ 神石高原町にある文化的資源の広報
  - ④ 各種団体との連携による町の継続的な存続に係る活動
  - ⑤ そのほかこの法人の目的を達成するための活動

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し有形・無形のサポートを行う個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、もしくは目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別、定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
- (2) 監事1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事とする。／

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。／

2 代表理事は、理事の互選とする。／

3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を  
超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3  
分の1を超えて含まれることになってはならない。／

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。／

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。／

2 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、  
代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。／

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務  
を執行する。／

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。／

(2) この法人の財産の状況を監査すること。／

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令  
若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所  
轄庁に報告すること。／

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。／

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若し  
くは理事会の招集を請求すること。／

(任期等)

第 16 条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。／

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合に  
は、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選定されていな  
い場合には任期の末日最後の総会が終結するまでその任期を伸長する。／

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の  
任期の残存期間とする。／

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ  
なければならない。／

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれ  
を補充しなければならない。／

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任するこ  
とができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。／

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。／

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の数  
の総数の3分の1以下でなければならない。／

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。／
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を得て代表理事が別に定める。／

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。／

- 2 職員は、代表理事が任免する。／

## 第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。／

(構成)

第 22 条 総会は正会員をもって構成する。／

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条に置いて  
同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年1回開催する。／

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。／

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。／
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の  
請求があったとき。／
- (3) 第 15 条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。／

(招集)

第 25 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。／

- 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10  
日以内に臨時総会を招集しなければならない。／
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少  
なくとも5日前までに通知しなければならない。／

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。／

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。／

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。／

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。／

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。／

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。／
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び第 49 条の適用については、出席したものとみなす。／
- 4 総会の議決については、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。／

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。／

- (1) 日時及び場所／
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)／
  - (3) 審議事項／
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果／
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項／
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。／

## 第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、役員をもって構成する。／

(権能)

第 32 条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。／

- (1) 総会に付議すべき事項／
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項／
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更／
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項／

(開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。／
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。／
- (3) 第15条第4項第5号の規定により監事から招集があったとき。／

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。／

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。／
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。／

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。／

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。／

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。／

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。／

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。／
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。／
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。／

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。／
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)/
  - (3) 審議事項。／
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。／
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。／
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。／

## 第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。／

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用をみなす。

(予備費の設定および利用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは理事会の議決を得なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算の作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。／

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議 〳
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 〳
  - (3) 正会員の欠亡 〳
  - (4) 合併 〳
  - (5) 破産手続開始の決定 〳
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し 〳
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。／
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。／

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併または破産開始手続開始の決定による解散を除く。)したときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。／

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。／

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、法第 31 条の 10 第4項及び法第 31 条の 12 第4項に規定する公告については、官報に記載して行う。／

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。／

附 則 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。／

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	岩本 義樹 〳
理事	小坂 由香 〳
理事	田邊 義浩 〳
監事	高石 尚子 〳



- 3 この法人の設立当初の役員の任期は第 16 条第 1 項規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。
- 5 入会金は徴収しない、又正会員および賛助会員の会費は年額1000円とする。